

宮城県行政評価委員会 政策評価部会  
第3分科会（平成21年度第2回）審議要旨

日 時 平成21年6月17日（水）13:20～14:00

場 所 県庁11階 第2会議室

- 1 開会
- 2 議事
  - （1）施策評価の説明・質疑  
政策13「住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成」の構成施策
  - （2）政策評価の説明・質疑  
政策13「住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成」
- 3 閉会

出席委員 安藤朝夫委員（分科会長）、井上千弘委員、山本玲子委員

- 
- 1 開会
  - 2 議事

政策13 住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成

施策30 住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成

土木総務課より説明

（安藤分科会長）

・設定されている目標指標等がいずれも団体数となっているが、団体というのは、実際に活動をしているかどうかが重要である。ボランティアの参加人数が示されているものもあれば、そうでないものもある。また、団体数は、団体が分裂・合併すると、実際のボランティアの参加人数は変わらない場合でも、増減する性質がある。単に団体数でカウントすることが適当なのかどうか若干疑問に思われる。

・目標指標等「景観行政団体数」について、この認定基準はどういうものか。

（都市計画課）

・数値的な認定基準はないが、市町村として景観行政を十分に行っていけると県が判断・同意できる状況であれば、特に支障がない限り認定することとなっている。景観計画の策定は義務付けているが、具体的にどのような活動をしていくかは市町村に任せている状況にある。

（安藤分科会長）

・景観行政団体として認定する段階では評価するようだが、認定後にどのような活動を行ったかと

いう把握はしていないのか。

(都市計画課)

・客観的にとらえるということとはしていない。

(安藤分科会長)

・例えば、ボランティア団体にしても、団体として認定されてもその後何もやっておらず、有名無実化していることもあるということか。その後のフォローアップをできているか。

(土木総務課)

・ボランティア団体については、河川・道路の清掃等いろいろあるが、道路の関係では、年度当初に活動計画の提出を求めてその計画に沿って活動していただくが、その実施に当たっては、担当の事務所等で内容について打合せを行い、支援できるところがあれば支援を行っている。また、団体との意見交換を行っており、団体の活動内容及び意見等については毎年度確認している。

(安藤分科会長)

・予算的に大きい事業に、事業6「中山間地域等直接支払交付金事業」及び事業7「農地・水・農村環境保全向上活動支援事業」があるが、この事業の成果が、施策の目標指標等や施策目的にどう関係してくるのか説明いただきたい。

(農村振興課)

・目標指標等の「中山間地や農地の保全活動に参加する団体数」は、事業6「中山間地域等直接支払交付金事業」及び事業7「農地・水・農村環境保全向上活動支援事業」の成果指標である各々の協定数及び団体数、すなわち253協定及び517団体を合わせた数値である。

・事業6「中山間地域等直接支援支払交付金事業」というのは、中山間地域で農業若しくは暮らしが継続して行えるような形で経費の支援等を行い、農業を継続するような形の支援事業である。これについては、面積2,183haを継続して維持していくというような施策の目標指標等を設定している。このことについては、委員御指摘のとおり、団体数が目標指標等として妥当かという若干疑問はある。しかし、施策の方で、2,183haを維持していくとしており、今後の傾向としては減っていく目標指標等であるので、数値的には変わりがないこととなっている。

・事業7「農地・水・農村環境保全向上活動支援事業」についても、団体数ではあるが、基本的には精算資源としての面積の維持という考え方をしている。これについては、農業基盤が整備された区域の概ね4割をカバーするような形で維持をしていくという考え方をしており、宮城県は約69,000haについてほ場整備等されているが、その4割ということで27,000haをカバーしているということである。実際には、43,885haの面積で活動が行われていることから、我々はこれを維持していこうと考えている。

(井上委員)

・先の2つの事業について、減っていく傾向のものを減らないように維持しようというものであることは分かったが、具体的にどのような活動をしているのか基本票から読みとれなかったため、もう少し説明いただきたい。

(農村振興課)

・事業6「中山間地域等直接支援支払交付金事業」については、対象エリアが中山間の傾斜の厳しいところ、水田なら20%（正しくは「1/20」）以上、畑なら15度以上と、山の方のエリアになっている。事業7「農地・水・農村環境保全向上活動支援事業」の対象エリアは平場になっている。基本的に、事業6「中山間地域等直接支援支払交付金事業」は、平場との格差是正ということで、所得保障の意味合いもある。行っているのは、水田の水路の江払い（清掃）、道路の草刈り、道路・水路の補修などである。地域ぐるみでやれるようなコミュニティを作るため、子どもを巻き込んだ生き物調査などを行っているものも多い。

(井上委員)

・これらの事業は、農業振興の側面が強いと思われるが、農業振興の施策との関係はどうなっているのか。

(農村振興課)

・この2事業は、農村地域の振興を目的とした事業と言える。その他の農業の政策とリンクをしないか、重複しないかという部分については、この施策13の構成事業は、農業サイドで言えばソフト的な事業であり、人の活動によって景観や社会資本の維持を図るものである。これとは別に、ハード的な工事を伴うような農業施策、農業農村整備事業については別途施策展開をしている。

(安藤分科会長)

・給付を受けた場合、具体的に主に何に使用されているのか。

(農村振興課)

・共同活動の賃金や様々な会合、イベント等に使用される。

(安藤分科会長)

・景観との関係では、耕作放棄地をいかに減らすかということは分かる。住民参画というのは、あくまで対象は農家ということによいか。

(農村振興課)

・非農家も含む。

(井上委員)

・事業3のアドプトプログラムに係るボランティア活動について、基本票に海岸・河川のボランティア参加者数が記載されていないが、実態はどうなっているのか。

(河川課)

・海岸・河川に係るボランティア参加者数については、現在集計中で、間もなく出る予定である。海岸については、平成20年度に始めた事業なので、平成19年度の実績値はない。河川については、19年度が6,600で、ここから大幅に増えるということはないと思われるが、前年度を上回る数値になるとと思われる。

(井上委員)

・アドプトプログラムは、他の様々な環境保全活動とリンクしながら行われているものなのか。あくまでこの事業単独で行われているものなのか。

(土木総務課)

・詳細は把握していないが、今の段階ではリンクして動いているとは聞いていないので、単独の形で行われていると思われる。

(井上委員)

・清掃や美化活動に限定しているということか。

(土木総務課)

・そうである。

(井上委員)

・事業1「みやぎ農業水利ストックマネジメント推進事業」について、基本票に記載されている数値の背景について補足いただきたい。どのくらいの数の施設があって、実際12箇所を20年度に診断し、そのうちいくつが長寿命化できて、目標値の長寿命化した施設割合39%に達したのかの貢献度を説明いただきたい。

(農村整備課)

・成果指標である長寿命化した施設割合については、対象施設が県内にある受益面積100ha以上の用排水機場247施設で、そのうち、標準耐用年数20年の1.5倍、つまり30年間支障のない施設が約39%あるということである。一方、活動指標の診断数12箇所については、あくまでもこの事業で行ったものである。成果指標の目標値39%に当たる、長寿命化した施設97施設については、全てがこの事業で診断されたものではない。

(山本委員)

・事業1「みやぎ農業水利ストックマネジメント推進事業」について、基本票では施策30の構成事業となっている理由が明確になっていない。理由を説明いただきたい。

(農村整備課)

・本事業の対象は農業水利施設であるが、この施設は農業用水を供給する重要な目的を持つ施設であり、それ自体が農業農村の多面的機能、例えば農村の景観の形成や生態系の保全等を果たす重要な要素となっていることから、その施設の有効活用、長寿命化を図ることが、良好な景観の形成という施策にマッチしているという考えで組み込んでいる。

(山本委員)

・それぞれの事業というのは、それぞれの施策を端的に支えるものでなければならないと思われる。それが分からないような提示の仕方は極力避けた方がよいと思われる。

・農業整備等において、例えば5～10年前に、計画的に資金を投入された土地が、農地から商業

地域や市街化調整区域に転換され、それまで投入した資金について近年議論されることが多い。このことについて当初の予測との関連はどうなっているのか。

(農村振興課)

・農地転用などで農地から外れていく部分について、整備する側からお話すると、農振法(農業振興地域の整備に関する法律)という法律があって、我々が事業費を投下したところの転用は原則認められない。やむを得ず転用される事例としては、商業施設や公共用の道路等といった形で転用されるものがある。そういう部分については、補助金適正化法(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律)という法律があり、8年未経過の土地については補助金を返還する、商業施設や道路などで農地を転用する事業主体に費用負担を求めていく、というやり方をとっている。原則的には、資金を投下して優良農地を造った部分については、転用を許可しない方向で調整している。

(山本委員)

・その期間が経過するのを待っているような事例も聞かれる。大変もったいないお金の使われ方がされることになる。年度ごとに支出するのはよいが、その成果指標をどう設定するのかをもう少しよく考える必要があるのではないと思われる。先ほど「維持」と言われたが、その維持がどのようになっているのか、ということがある。

・事業7「農地・水・農村環境保全向上活動支援事業」の認定基準を下げることで成果があがったということであるが、対象の土地を広げることが本当に成果なのか。また、もともとあった基準が不適切ならば、なぜそれが改正されなかったのか。その基準を下げることにより成果を上げた、という意味を教えていただきたい。

(農村振興課)

・事業7「農地・水・農村環境保全向上活動支援事業」については、今年で3年目で、事業開始当初は、県の予算も厳しく3億円の中でやるということの基本スタンスにしていた。4,400円/10aという数字が基本的には交付されるのだが、活動1回当たり28,000円くらいで、約15%程度しか行えないということになる。やりたいというところはたくさんあったが、逆に今ある県の財政の中でやれる地方裁量というのを国から認めていただき、交付対象の倍まで行えるとして進めて、目標値についてもクリアしたような格好になっている。

(山本委員)

・3億円の予算しかなく、その中で補助をしていこうと思ったら、基準を下げざるを得なかったということか。その基準は何なのか。

(農村振興課)

・活動のエリアを地方裁量ということで、広げてもよいと承認いただいた。国の基準がある中で、行えるエリアを各県の裁量により多くできる形に国に変更いただき、エリアを拡大した。ベースになるのは先ほどお話ししたとおり、農地を整備した69,000haの4割、すなわち27,000haをカバーしようというものである。その27,000haというエリアはあるが、地域によっては、用水を一体的に使うエリアがある場合、4割ではきちんと区分けできないところがどうしても出てくる。市町村で言えば、例えば栗原市や登米市といったところでは、一体的な水使いをするエリア

をまとめて指定をしなければならない。そうした市町村もしくは地域がまとまったところについては、地方裁量ということで本来の指定面積よりも若干広げて認定をしたという状況となっている。

(山本委員)

・地域によって、この事業が重点的に行われているところ、行われていないところがあるのか。

(農村振興課)

・県南については、亘理町はほぼ全域エリア指定をしている。隣の山元町については、町の事情及び地域の話し合いの結果もあるが取り組んではない。地域性はある。都道府県によっても、裁量の指定面積のとらえ方が若干違っている。

(山本委員)

・地域のニーズと補助金の使い方のバランスがとれているのかをお聞きしたいがどうか。

(農村振興課)

・その点については、国の費用負担の分と、県の費用負担の分、市町村の費用負担の分と分かれており、市町村の財政事情や地域のまとまり具合にもよる。例えば、もともと地域でコミュニティの活動がしっかりできていれば、事業を投下しなくてもすむ。一方、混住化が進んで、非農家も含めて今後地域を守っていかなければならないという地域に関しては、事業を取り込んで、ある程度費用の手当てをしながら、非農家の方々に参画いただいて行っていく地域を設定をしていく。そういった形で、費用負担のバランスについては非常に難しい状況である。

(山本委員)

・最後に質問というよりは要望であるが、活動指標は見えているが、成果指標がよく見えない事業が多く見受けられたので、成果指標を検討いただきたい。

#### 政策全体（政策 1 3 住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成）

土木総務課より説明

(山本委員)

・政策そのものには異論は全くないものの、施策あるいは指標としてとりあげられたものについては、活動指標や成果指標が目的とつながっていないと見られるものがあった。また、業績値が固定しているものを単年度の指標として用いるのはどうかと思われる。一度やったら3年間継続なので数字は動きません、というのは、指標にはならないのではないかと思う。具体的に言うと、目標指標等「中山間地や農地保全活動に参加する団体数」などである。平成19年度に協定を締結したから5年間は動かないとあるが、この期間中毎年度動かない数値として出して、常に目標達成、とするのはおかしいのではないかと思うがどうか。

(農村振興課)

・事業6「中山間地域等直接支払交付金事業」については、5か年計画の事業であり、今年度で2期目が終わる。次期対策についてはまだ明確ではないが、ちょうどよい機会であるため、今後見直しをするようなことでは考えている。

(山本委員)

・そのような一旦締結したら終わり、という指標ではなく、それによって行われる活動の状況なり、フォローできる部分を指標として設定するのがより適切ではないかと思われるので、御検討いただきたい。

(農村振興課)

・実はこの事業は追加でも行えるのだが、宮城県としては財政的に厳しいため、新規については5年間受け付けないとしていることから、グラフとしては横ばいになっている。

(安藤分科会長)

・例えば、休耕田で雑草の刈りとりを行った面積などといった指標の設定は可能と思われる。

(農村振興課)

・今まで投資した64,000(正しくは「69,000」)haの4割を下限値として、面積としては一定の数値になると考えている。

(山本委員)

・一旦その目標値をクリアしたからよい、というのではなく、その後の状況をフォローすることが、事業の成果を見ていくことの基本的な姿勢なのではないかと思う。

(農村振興課)

・事業7「農地・水・農村環境保全向上活動支援事業農地水事業」も今年度3年目になる事業で、中間評価を受けることになっている。今お話しいただいた内容についても検討していきたいと思う。

(山本委員)

・施策の状況で、目標指標等3つの達成状況が「A, A, B」であることから、全体として「概ね順調」と評価しているが、それぞれの重みづけはどのようにしているか。

(安藤分科会長)

・特に3番目の目標指標等「景観行政団体数」について、平成19年度の目標値1に対し実績0でB評価ということだと、C評価になるのはほとんどないのではないか。

(土木総務課)

・このA, B, Cの判定については、設定時の年度を基準として伸びたか伸びないかで見えるものである。数値が同じか一つでも上がればB, 目標値を達成できればAということで、評価制度で定められた基準により判定しているものである。

(行政評価室)

・目標指標等については、全体に通じるものとして一定の一覧性を確保するために評価判定基準を設定している。その一定の基準によってA・B・C判定を機械的に付けているものである。

(安藤分科会長)

・政策のコンセプトとして「良好な景観」と言った場合に、自然景観もあれば都市景観もあると思う。基本票では、主に自然景観に重きが置かれているように見えるがどうか。

(都市計画課)

・新宮城景観形成審議の中では、都市景観、農村景観、海岸景観、山村景観の4つ程度に分けており、都市景観についても意識しているものの、一般的に景観と言うと県民や市町村の方は自然景観や農村景観を意識している方が多いのではないかと思う。

(安藤分科会長)

・実際は都市景観も重要である。そう意味で、事業と施策の間に、例えばこれ以外のものをこの政策に対して考えられないのかということが出てくる。例えば、良好な景観の形成と言うが、屋外広告の規制等といったものは全く出てきていない。

(都市計画課)

・現在、屋外広告物条例というものがあり、その中で規制はしている。

(安藤分科会長)

・この政策と施策は1対1対応であり、この現在の施策、事業の構成でもれがないのかと言うと、そうでもないような気がする。

(土木総務課)

・構成事業については、第1期行動計画策定時にこれらの施策に合う形のものということで設定している。それが今3か年経過し、施策とリンクしないものもあろうかと思う。次期行動計画策定を今年度行っているのだが、その中で改めて構成事業の見直しを行う必要があるのではないかと思われる。

### 3 閉会